参考資料

白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

新	旧
白岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	白岡市個人番号の利用に関する条例
（趣旨）	（趣旨）
第１条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「法」という。）第９条第２項の規定に基づく個人番号の利用及び法第１９条第１１号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。	第１条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「法」という。）第９条第２項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
第２条	第２条
⑴～⑹　略	⑴～⑹　略
⑺　住登外者　市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。	
⑻　住登外者宛名番号管理機能　市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。	
（市の責務）	（市の責務）
第３条　市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。	第３条　市は、法第３条に規定する基本理念にのっとり、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。
（個人番号の利用範囲）	（個人番号の利用範囲）
第４条　略	第４条　略
２・３　略	２・３　略
４　市の執行機関は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第９条第１項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。	
５　略	４　略
（特定個人情報の提供）	
第５条　法第１９条第１１号の条例で定める特定個	

人情報を提供することができる場合は、別表第３の第１欄に掲げる情報照会機関が、同表の第３欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

２　前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第６条　略

別表第１（第４条関係）

執行機関	事務
１市長	略
２市長	略
３市長	略
４市長	略
５市長	略
６市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
７教育委員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
８教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２（第４条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
１市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
		略
		略
		略
		略
		略
		略
		略
		略
		略

第５条　略

別表第１（第４条関係）

執行機関	事務
１市長	略
２市長	略
３市長	略
４市長	略
５市長	略

別表第２（第４条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
１市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
		略
		略
		略
		略
		略
		略
		略
		略
		略

		略 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第３８号）による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する情報（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
２市長	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 略 略 略 略 略 略 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
３市長	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 略 略 略 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
４市長	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費	略 略 略 略 略 略

		略 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第３８号）による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する情報（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの
２市長	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 略 略 略 略 略 略 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
３市長	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 略 略 略 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
４市長	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略 略 略 略 略 略 略 略 戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）による記載

	の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		略
		戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）による記載事項に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
５市長	白岡市こども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		略
		略
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
６教育委員会	学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）に基づく医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	就学援助の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第３（第５条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
１教育委員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する情

		事項に関する情報であって規則で定めるもの
５市長	白岡市こども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		略
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

			報であって規則で定めるもの
２教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの